

ID: 92

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用料の返還承認		
例規名 根拠条文	聖籠町一時的保育事業運営規則 第7条第5項本文		
例規番号	平成12年 規則第26号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用料)</p> <p>第七条</p> <p>5 既に納めた保育料等のうち事前に利用しない旨の連絡があつた場合は、第一項で定める利用しない日数分の利用料は、返還するものとする。ただし、第二項で定める給食費については、返還しない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日